

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和5年第1回市議会定例会議案説明書

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

足 利 市

目 次

1	議案第 1 号	財産の取得の変更について……………	4
2	議案第 2 号	財産の取得について……………	5
3	議案第 3 号	令和 5 年度足利市行政組織の改正に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について……………	5
4	議案第 4 号	令和 4 年度足利市一般会計補正予算（第 10 号）に ついて……………	7
5	議案第 5 号	足利市個人情報保護法施行条例の制定について……………	7
6	議案第 6 号	足利市消防団条例の改正について……………	7
7	議案第 7 号	足利市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例及び足利市家庭的保育事業等の設備 及び運営に関する基準を定める条例の改正について……………	9
8	議案第 8 号	足利市保育所条例の改正について……………	12
9	議案第 9 号	足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の改正について……………	13
10	議案第 10 号	足利市国民健康保険条例の改正について……………	14
11	議案第 11 号	令和 4 年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定） 補正予算（第 2 号）について……………	15
12	議案第 12 号	令和 4 年度足利市太陽光発電事業特別会計補正予算 （第 1 号）について……………	15
13	議案第 13 号	足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電 設備設置事業との調和に関する条例及び足利市手数料 条例の改正について……………	15
14	議案第 14 号	市道路線の認定、廃止及び変更について……………	17
15	議案第 15 号	令和 5 年度足利市一般会計予算について……………	18
16	議案第 16 号	令和 5 年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定） 予算について……………	18
17	議案第 17 号	令和 5 年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定） 予算について……………	18
18	議案第 18 号	令和 5 年度足利市後期高齢者医療特別会計予算について…	18
19	議案第 19 号	令和 5 年度足利市太陽光発電事業特別会計予算について…	18
20	議案第 20 号	令和 5 年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業 特別会計予算について……………	18
21	議案第 21 号	令和 5 年度足利市水道事業会計予算について……………	18

22	議案第 2 2 号	令和 5 年度足利市工業用水道事業会計予算について……………18
23	議案第 2 3 号	令和 5 年度足利市下水道事業会計予算について……………18
24	報告第 1 号	市長専決処分事項報告について……………19
25	報告第 2 号	令和 5 年度足利市土地開発公社の経営状況を説明する 書類について……………19
26	報告第 3 号	令和 5 年度公益財団法人足利市みどりと文化・スポーツ 財団の経営状況を説明する書類について……………19
27	報告第 4 号	令和 5 年度公益財団法人足利市民文化財団の経営状況を 説明する書類について……………19
28	報告第 5 号	令和 5 年度公益財団法人栃木県南地域地場産業振興 センターの経営状況を説明する書類について……………19

1 議案第 1 号 財産の取得の変更について

令和 4 年第 3 回市議会定例会において、議案第 4 1 号として議決を得た
 (仮称) あがた駅北産業団地用地の取得について、取得財産の内容、取得金額
 及び取得先を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第 9 6 条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法施行令 第 121 条の 2 (地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び第 8 号に規定する基準)

- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
 第 3 条 (議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

○ 変更対照	<table border="0"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">変更後</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">変更前</td> <td></td> </tr> </table>	変更後		変更前		
変更後						
変更前						
所在地	<table border="0"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">足利市県町 1 0 番 2 ほか 1 4 8 筆</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">(増 3 筆)</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">足利市県町 1 0 番 2 ほか 1 4 5 筆</td> </tr> </table>	足利市県町 1 0 番 2 ほか 1 4 8 筆	(増 3 筆)	足利市県町 1 0 番 2 ほか 1 4 5 筆		
足利市県町 1 0 番 2 ほか 1 4 8 筆	(増 3 筆)					
足利市県町 1 0 番 2 ほか 1 4 5 筆						
地積	<table border="0"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">172, 345. 52 m²</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">(増 3, 346. 00 m²)</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">168, 999. 52 m²</td> </tr> </table>	172, 345. 52 m ²	(増 3, 346. 00 m ²)	168, 999. 52 m ²		
172, 345. 52 m ²	(増 3, 346. 00 m ²)					
168, 999. 52 m ²						
取得金額	<table border="0"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">706, 104, 341 円</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">(増 14, 024, 220 円)</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">692, 080, 121 円</td> </tr> </table>	706, 104, 341 円	(増 14, 024, 220 円)	692, 080, 121 円		
706, 104, 341 円	(増 14, 024, 220 円)					
692, 080, 121 円						
取得先	<table border="0"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">ほかに 7 7 名</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">(増 3 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">ほかに 7 4 名</td> </tr> </table>	ほかに 7 7 名	(増 3 名)	ほかに 7 4 名		
ほかに 7 7 名	(増 3 名)					
ほかに 7 4 名						

- 取得財産の内訳 (追加分)

番号	所在	地番	地目	地積 (m ²)	所有者
1	足利市 県町	5 0 番 1	田	1, 706. 00	
2		5 4 番	田	660. 00	
3		6 4 番	田	980. 00	
合 計				3, 346. 00	3 名
合 計 金 額				14, 024, 220 円 (うち補償費 166, 500 円)	

2 議案第 2 号 財産の取得について

藤本観音山古墳保存整備事業用地を取得することについて、議会の議決を求めるものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)
(参照事項)
- 地方自治法施行令 第121条の2 (地方自治法第96条第1項第5号及び第8号に規定する基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第3条 (議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)
- 取得財産の内訳

番号	所在	地番	地目	地積 (㎡)	所有者
1	足利市 藤本町	309番	田	1,848.71	
2		315番	田	3,488.27	
合 計				5,336.98	
合 計 金 額				20,013,674円	

3 議案第 3 号 令和5年度足利市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和5年度の行政組織の改正に伴い、関係条例の所要の規定を整備するため、条例を制定しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)
(参照事項)
- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)
第14条 (条例の制定及び罰則)
- 新旧対照表
 - ◎ 足利市新クリーンセンターの整備・運営事業者等の選定手続に関する条例
【第1条関係】

改 正 案	現 行

<p>(庶務) 第 11 条 委員会の庶務は、<u>総合政策部公共施設マネジメント課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第 11 条 委員会の庶務は、<u>総合政策部公共施設整備課</u>において処理する。</p>
---	---

◎ 足利市都市計画審議会条例【第 2 条関係】

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、<u>都市建設部都市政策課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、<u>都市建設部都市計画課</u>において処理する。</p>

◎ 足利市青少年センター条例【第 3 条関係】

改 正 案	現 行
<p>(設置) 第 1 条 (略) 2 <u>青少年センターは、足利市相生町 1 番地 1</u>に置く。</p>	<p>(設置) 第 1 条 (略) 2 <u>前項の青少年センターは、足利市本城三丁目 2145 番地</u>に置く。</p>

◎ 足利市生涯学習センター条例【第 4 条関係】

改 正 案	現 行
<p>附 則 この条例は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則 <u>1 この条例は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。</u> <u>2 足利市立教育研究所設置条例（昭和 31 年足利市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。</u> <u>第 3 条中「足利市本城三丁目 2,145 番地」を「足利市相生町 1 番地 1」に改める。</u></p>

◎ 足利市立教育研究所設置条例【第 5 条関係】

改 正 案	現 行
<p>(名称及び位置) 第 3 条 研究所の名称及び位置は、<u>次のとおりとする。</u> 名称 足利市立教育研究所</p>	<p>(名称及び位置) 第 3 条 研究所の名称及び位置は<u>次のとおりとする。</u> 名称 足利市立教育研究所</p>

<p>位置 <u>足利市本城三丁目 2145 番地</u></p> <p>(職員)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 研究所は、前項に定めるもののほか、必要な職員を置くことができる。</p>	<p>位置 <u>足利市相生町 1 番地 1</u></p> <p>(職員)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 研究所は、前項に定めるものの外、必要な職員をおくことができる。</p>
--	--

4 議案第 4 号 令和 4 年度足利市一般会計補正予算 (第 10 号) について
令和 4 年度足利市一般会計予算を補正するため、議会の議決を求めるものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第 96 条 (議決事件)
- (参照事項)
- 地方自治法 第 218 条 (補正予算、暫定予算等)

(予算説明書別冊のとおり)

5 議案第 5 号 足利市個人情報保護法施行条例の制定について

個人情報保護法の改正に伴い、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体が同一の法の規律によって個人情報を取り扱うこととされたため、現行の足利市個人情報保護条例を廃止し、新たに条例を制定しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第 96 条 (議決事件)
- (参照事項)
- 地方自治法 第 2 条 (地方公共団体の法人格とその事務)
- 第 14 条 (条例の制定及び罰則)

6 議案第 6 号 足利市消防団条例の改正について

出動等に係る費用弁償を報酬化することにより、消防団員の処遇を改善するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第 96 条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)
第14条 (条例の制定及び罰則)
- 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(<u>服務規律</u>) 第9条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集をうけない場合であっても、<u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(<u>年額報酬</u>) 第13条 基本消防団員には、次の表の左欄に掲げる職名に応じ、それぞれ同表の右欄に定める年額報酬を支給する。</p> <p>(<u>表略</u>)</p> <p>(<u>出勤報酬及び費用弁償</u>) 第14条 基本消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を出勤報酬として支給する。</p> <p>(1) <u>災害に従事する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> ア <u>従事時間が7時間45分以上 1日につき8,000円</u> イ <u>従事時間が7時間45分未満 1日につき4,000円</u> ウ <u>現場到着時に既に鎮火していた火災 1日につき2,000円</u> エ <u>誤報等による出勤 1日につき2,000円</u> (2) <u>警戒等の場合 1日につき2,000円</u> (3) <u>訓練等の場合 1日につき上限2,000円</u></p> <p>2 <u>機能別消防団員が市長が別に定める範囲の活動に従事する場合には、1日につき2,000円の出勤報酬を支給する。ただ</u></p>	<p>(<u>出勤</u>) 第9条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集をうけない場合であっても、<u>水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</u></p> <p>(<u>報酬</u>) 第13条 団員には、次により報酬を支給する。</p> <p>(<u>表略</u>) 2 <u>機関員として自動車の運転、整備に従事する団員に対しては、前項の報酬のほか、年額5,000円を加給する。</u></p> <p>(<u>費用弁償</u>) 第14条 基本消防団員が<u>水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用を弁償する。ただし、水火災防圧に出勤し、職務に従事した時間が5時間以上にわたったときは倍額を支給することができる。</u></p> <p>(1) <u>水火災の場合 1回につき 2,000円</u> (2) <u>警戒の場合 1回につき 2,000円</u> (3) <u>訓練の場合 1回につき 2,000円</u></p>

し、災害に従事する場合においては、前項第1号の規定を適用する。

3 前2項に定めるもののほか、団員が公務のため旅行した場合は、足利市職員等の旅費に関する条例（昭和25年足利市条例第34号）を適用し、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める相当額を費用弁償として支給する。

- (1) 団長及び副団長 市職員の8級の職務にある者の例による。
- (2) 分団長及び副分団長 市職員の6級の職務にある者の例による。
- (3) 部長及び副部長 市職員の4級の職務にある者の例による。
- (4) 班長 市職員の3級の職務にある者の例による。
- (5) 前各号に掲げる者以外の団員 市職員の1級の職務にある者の例による。

4 (略)

2 前項に定めるもののほか、団員が公務のため旅行した場合は、足利市職員等の旅費に関する条例（昭和25年足利市条例第34号）を適用し、次の相当額を費用弁償として支給する。ただし、水火災防圧のための応援の場合は、この限りでない。

- (1) 団長及び副団長市職員の8級の職務にある者の例による。
- (2) 分団長及び副分団長市職員の6級の職務にある者の例による。
- (3) 部長及び副部長市職員の4級の職務にある者の例による。
- (4) 班長市職員の3級の職務にある者の例による。
- (5) 前各号に掲げる者以外の団員市職員の1級の職務にある者の例による。

3 (略)

7 議案第7号 足利市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び足利市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

○ 地方自治法 第96条（議決事件）

(参照事項)

○ 地方自治法 第2条（地方公共団体の法人格とその事務）

第14条（条例の制定及び罰則）

○ 新旧対照表

◎ 足利市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【第1条関係】

改 正 案	現 行
<p>(安全計画の策定等) 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、<u>利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童</u></p>	

健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるも

<p>のとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的<u>に実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>
--	--

◎ 足利市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【第2条関係】

改 正 案	現 行
<p>(安全計画の策定等)</p> <p>第7条の2 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的</u><u>に実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第7条の3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための</u></p>	

移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならぬ。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（衛生管理等）

第14条 （略）

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3～5 （略）

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（衛生管理等）

第14条 （略）

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3～5 （略）

8 議案第8号 足利市保育所条例の改正について

令和5年3月末をもって大前保育所を閉所することに伴い、所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)
第14条 (条例の制定及び罰則)
- 新旧対照表 (略)

9 議案第9号 足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について

民法の改正に伴う児童福祉法の改正により、国の定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことから、所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)
第14条 (条例の制定及び罰則)
民法 第821条 (子の人格の尊重等)
児童福祉法 第47条 (児童福祉施設の長等の権限等)

- 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第26条 削除</p> <p>(準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中</p>

場合において、第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 19 条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 19 条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

10 議案第 10 号 足利市国民健康保険条例の改正について

健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金を増額するため、条例を改正しようとするものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第 96 条（議決事件）

（参照事項）

- 地方自治法 第 2 条（地方公共団体の法人格とその事務）
第 14 条（条例の制定及び罰則）

健康保険法施行令 第 36 条（出産育児一時金の金額）

- 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（出産育児一時金） 第 7 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>488,000 円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 12,000 円を上</p>	<p>（出産育児一時金） 第 7 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>408,000 円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 12,000 円を上</p>

限として加算するものとする。
2 (略)

限として加算するものとする。
2 (略)

11 議案第11号 令和4年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正
予算（第2号）について

令和4年度足利市国民健康保険特別会計予算を補正するため、議会の議決を求め
るものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）
（参照事項）
- 地方自治法 第218条（補正予算、暫定予算等）

（予算説明書別冊のとおり）

12 議案第12号 令和4年度足利市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
について

令和4年度足利市太陽光発電事業特別会計予算を補正するため、議会の議決を求め
るものである。

（議決の根拠）

- 地方自治法 第96条（議決事件）
（参照事項）
- 地方自治法 第218条（補正予算、暫定予算等）

（予算説明書別冊のとおり）

13 議案第13号 足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置
事業との調和に関する条例及び足利市手数料条例の改正に
ついて

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴い、法律の名称が変更され
ることから、所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)
第14条 (条例の制定及び罰則)
- 新旧対照表

◎ 足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例【第1条関係】

改 正 案	現 案
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電設備 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備(送電に係る電柱等を除く。)</u>をいう。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(保全地区の指定) 第9条 保全地区は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(許可の基準等) 第17条 市長は、許可申請があったときは、当該許可申請に係る設置事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が<u>宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)</u>、<u>都市計画法</u>その他関係法令(次号及び第6号において「関係法令」という。)及び規則で定める基準に適合し</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電設備 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備(送電に係る電柱等を除く。)</u>をいう。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(保全地区の指定) 第9条 保全地区は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の規定により指定された宅地造成工事規制区域</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(許可の基準等) 第17条 市長は、許可申請があったときは、当該許可申請に係る設置事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が<u>宅地造成等規制法</u>、<u>都市計画法</u>その他関係法令(次号及び第6号において「関係法令」という。)及び規則で定める基準に適合していること。</p>

<p>ていること。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) 設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>その他関係法令の基準に適合していること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(足利市再生可能エネルギー発電設備設置審議会)</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 審議会の委員は、自然環境、景観等と設置事業との調和に関する学識経験を有する者<u>その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) 設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>その他関係法令の基準に適合していること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(足利市再生可能エネルギー発電設備設置審議会)</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 審議会の委員は、自然環境、景観等と設置事業との調和に関する学識経験を有し、<u>公正な判断をすることができる者のうちから、市長が委嘱する。</u></p> <p>6 (略)</p>
---	---

◎ 足利市手数料条例【第 2 条関係】 (略)

14 議案第 1 4 号 市道路線の認定、廃止及び変更について

土地区画整理事業、開発行為による帰属、管理引継等による市道路線の新規認定、廃止及び変更をしようとするため、議会の議決を求めるものである。

(議決の根拠)

○ 地方自治法 第 9 6 条 (議決事件)

(参照事項)

○ 道路法関係部分の要点

- 1 市道は、市の区域内に存する道路で、市長が認定したものであること。
(第 8 条第 1 項)
- 2 市長が認定しようとする場合は、あらかじめ市議会の議決を経なければならないものであること。(第 8 条第 2 項)
- 3 市道が一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合又は路線が重複する場合は、その全部又は一部を廃止することができるものであること。
(第 1 0 条第 1 項)

- 4 市道の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合は、これらの手続に代えて、路線を変更することができるものであること。(第10条第2項)
- 5 市道の廃止、変更の場合も市議会の議決を必要とするものであること。(第10条第3項)

(認定、廃止及び変更位置図別冊のとおり)

- 15 議案第15号 令和5年度足利市一般会計予算について
- 16 議案第16号 令和5年度足利市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算について
- 17 議案第17号 令和5年度足利市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について
- 18 議案第18号 令和5年度足利市後期高齢者医療特別会計予算について
- 19 議案第19号 令和5年度足利市太陽光発電事業特別会計予算について
- 20 議案第20号 令和5年度足利市(仮称)あがた駅北産業団地開発事業特別会計予算について
- 21 議案第21号 令和5年度足利市水道事業会計予算について
- 22 議案第22号 令和5年度足利市工業用水道事業会計予算について
- 23 議案第23号 令和5年度足利市下水道事業会計予算について

令和5年度足利市各会計予算を定めるため、議会の議決を求めるものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条(議決事件)
(参照事項)
- 地方自治法 第211条(予算の調製及び議決)
- 地方公営企業法 第24条(予算)
第25条(予算に関する説明書)

(予算説明書別冊のとおり)

24 報告第 1 号 市長専決処分事項報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって指定された議会の委任による事項（法律上市の義務に属する1件200万円以下の損害賠償の額の決定及び和解）について専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものである。

（報告の根拠）

- 地方自治法 第180条（議会の委任による専決処分）

（参照事項）

- 地方自治法 第96条（議決事件）

25 報告第 2 号 令和5年度足利市土地開発公社の経営状況を説明する書類について

26 報告第 3 号 令和5年度公益財団法人足利市みどりと文化・スポーツ財団の経営状況を説明する書類について

27 報告第 4 号 令和5年度公益財団法人足利市民文化財団の経営状況を説明する書類について

28 報告第 5 号 令和5年度公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センターの経営状況を説明する書類について

それぞれ令和5年度の事業計画に関する書類を提出するものである。

（提出の根拠）

- 地方自治法 第243条の3（財政状況の公表等）

（参照事項）

- 地方自治法 第221条（予算の執行に関する長の調査権等）

- 地方自治法施行令 第152条（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

第173条の2（法人の経営状況等を説明する書類）

（事業計画及び収支予算書別冊のとおり）